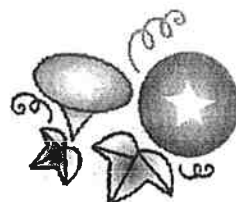


旅館業営業者の皆様へ . . .



平成17年4月1日から

宿泊者名簿の様式が変わりました

1 背景

宿泊者名簿は、感染症が発生し又は感染症患者が旅館等に宿泊した場合の、感染経路を調査すること等を目的として、旅館業法で記載する項目が定められています。しかし、国内に住所を有しない外国人の身元を、後日確認する際には不十分でした。

また、近年テロに対する脅威が高まる中、国において「テロの未然防止に関する行動計画」が定められ、これらによって、旅館業法施行規則等が改正され、平成17年4月1日から施行となりました。

2 改正の内容

宿泊者名簿の様式が変わり、外国人のうち外国に住所を有する者及び外国からの旅行者については、国籍及び旅券番号の記載が必要となりました。

3 営業者が実施すべきことは、次のとおりです。

(国の通知に基づく)

(1) 旅券の呈示を求めるとともに、その写しを宿泊者名簿とともに保存するようにしてください。

※ 写しの保存によって、国籍及び旅券番号の記載の代替えとして可。

(2) 旅券呈示が国の指導により行うものと説明しても、宿泊者が旅券の呈示を拒否する場合は、旅券不携帯の可能性のあるものとして、最寄りの警察署へ連絡する等適切な対応をしてください。

※ 宿泊しようとする者が宿泊者名簿記載事項を告げない場合は、宿泊拒否をしてもかまいません。

(3) 捜査機関からその職務上宿泊者名簿の閲覧請求があった場合は、引き続き協力してください。